

○山梨県警察交通機動隊運営要領の制定について

平成13年8月27日
通達（交機）第41号

このたび、山梨県警察本部交通部交通機動隊（以下「交機隊」という。）の効率的な運営を図るため、みだしの運営要領を別添のとおり制定したので、運用上誤りのないようにされたい。

記

1 制定の趣旨

この要領は、山梨県警察における交通取締り活動の中核機関としての交機隊の機能を最大限に發揮し、効率的な運用を図るため必要な事項を定めるものである。

2 制定の要点

- (1) 活動区域については、県下全域と明示した。
- (2) 交機隊の隊員（以下「隊員」という。）の選任については、人格及び識見にすぐれ、かつ、交機隊の任務遂行に適性があること等の基準を設けた。
- (3) 応援要請については、交機隊の応援を必要とする所属長は所定の様式により交機隊の隊長（以下「隊長」という。）を経て警察本部長に要請することとした。
- (4) 隊長は、毎月の交機隊の活動状況を所定の様式により警察本部長に報告することとした。
- (5) 被疑者を逮捕した交通法令違反事件については、必要な書類を作成し、証拠資料及び身柄とともに逮捕地を管轄する警察署長に引き継ぐことを明示した。
- (6) 刑事事件等に係る現行犯人を逮捕し、又は一般人から犯人の引渡しを受けた場合は、証拠資料等とともに身柄を逮捕地を管轄する警察署長に引き継ぐことを明示した。
- (7) 隊長は、隊員の安全確保のため定期的な教養訓練を実施することを明示した。

3 実施年月日

平成13年9月1日から実施することとした。

別添

山梨県警察交通機動隊運営要領

第1 目的

この要領は、山梨県警察本部交通部交通機動隊（以下「交機隊」という。）の運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 活動区域

交機隊の活動区域は、県下全域とする。

第3 任務

交機隊の隊員（以下「隊員」という。）は、交通取締用車を用いて次の任務に当たるものとする。

- (1) 交通の指導取締り
- (2) 交通整理及び交通規制
- (3) 交通事故・事件の初動活動
- (4) 前記（1）から（3）までに掲げるもののほか、特に命ぜられた事項

第4 隊員の選任

隊員は、次の基準により選任するものとする。

- (1) 人格及び識見にすぐれ、かつ、交機隊の任務遂行について適性があること。
- (2) 山梨県警察車両運転技能検定に関する訓令（昭和42年山梨県警察本部訓令第2号）第5条に定める大型自動車又は普通自動車及び二輪自動車の技能検定が原則としていずれもA級であること。
- (3) 実務経験が原則として2年以上で、勤務成績が良好であること。

第5 警ら路線

交機隊の隊長（以下「隊長」という。）は、交通の状態、交通事故の発生状況等を勘案して警ら路線を定めるものとする。

第6 勤務計画

隊長は、交機隊の効率的な運用を図るため、毎月25日までに翌月分の勤務計画を策定するものとする。

第7 連絡協調

隊長は、交機隊の活動を効果的に行うため、関係所属長と密接な連携を図るものとする。

第8 応援要請

- 1 交機隊の応援を必要とする所属長は、交通機動隊応援要請書（第1号様式）により、隊長を経

て警察本部長（以下「本部長」という。）に要請するものとする。

2 派遣を命ぜられた隊員は、派遣先の所属長の指揮を受け、当該任務を遂行するものとする。

第9 勤務制

隊員の勤務は、毎日勤務制とする。ただし、隊長は、必要によりこれと異なる勤務方法を指定することができる。

第10 勤務時間割

隊員の勤務時間割は、隊長が交通事故の発生状況等を勘案して別に指定するものとする。

第11 勤務の種別

1 隊員の勤務は、通常勤務及び特別勤務とする。

2 通常勤務とは、次に掲げる勤務をいう。

- (1) 機動警らによる交通の指導取締り
- (2) 検問所その他の場所において行う自動車検問、交通整理及び交通取締り
- (3) 交通事故及び交通事件の初動活動
- (4) 車両の整備、書類の作成及び教養訓練
- (5) その他隊長が命ずる勤務

3 特別勤務とは、警衛、警護、警備実施、緊急配備等の勤務をいう。

第12 緊急活動

隊員は、緊急配備その他の手配を認知したときは、現場周辺、逃走方向の検索等の活動を行い、被疑者の発見及び検挙に努めるものとする。

第13 報告

隊長は、毎月の活動状況を交通機動隊の活動状況（第2号様式）により、本部長に報告するものとする。

第14 交通法令違反の取扱い

隊員は、交通法令違反事件を現認又は認知したときは、交通法令違反事件の処理について定めるところにより処理するものとする。ただし、被疑者を逮捕した事件については、必要な書類を作成し、証拠資料及び身柄とともに逮捕地を管轄する警察署長に引き継ぐものとする。

第15 交通事故の取扱い

- 1 隊員は、人身交通事故の現場に臨場した場合は、被害者の救護、現場保存、参考人等の確保及び危険防止の措置を講じ、管轄警察署長に引き継ぐものとする。
- 2 隊員は、物件事故の現場に臨場した場合は、物件事故の処理について定めるところにより処理

し、関係記録を管轄警察署長に引き継ぐものとする。ただし、次に掲げるものについては、現場保存、参考人等の確保及び危険防止の措置を講じ、管轄警察署長に引き継ぐものとする。

- (1) 建造物損壊を伴う事故
- (2) 大規模な事故
- (3) 紛議のある事故
- (4) 爆発物等の危険物の介在する事故
- (5) その他重要特異事案

第16 ひき逃げ事故等の取扱い

隊員は、ひき逃げ事故及びあて逃げ事故を発見し、又は認知した場合は、第15の取扱いに準じて措置するとともに、被疑車両の発見等所要の捜査を行うものとする。

第17 刑事事件等の取扱い

隊員は、刑事事件等の現行犯人を逮捕し、又は一般人から引渡しを受けた場合は、必要書類を作成し、証拠資料とともに身柄を逮捕地を管轄する警察署長に引き継ぐものとする。

第18 急訴事件等の取扱い

隊員は、急訴事件等の現場に臨場した場合は、必要な初動措置を講じた後管轄警察署長に引き継ぐものとする。

第19 幹部の配意

幹部は、隊員の指導監督に当たっては、隊員の勤務能力、職務執行の適否、健康状態等を十分に把握し、隨時これに適合した指導を行うとともに、常に心身が健全な状態で車両運転に従事できるよう配意するものとする。

第20 教養訓練

隊長は、交機隊の任務を効率的に執行し、かつ、隊員の安全を確保するため、定期的に運転の技術、車両の整備、指導取締要領等の必要な知識技能について教養訓練を行うものとする。

第21 点検

隊長は、毎月1回以上、隊員の通常点検並びに車両及び装備資器材の点検を行うものとする。

第22 委任

この要領に定めるもののほか、この要領の実施について必要な事項は、隊長が別に定めるものとする。